

土壌汚染対策法に基づく 届出対象工事について

熊本県環境生活部環境局
環境保全課

1

はじめに

土壌汚染対策法の目的

第1条(目的)

土壌の特定**有害物質による汚染の状況の把握**に関する措置及びその汚染による**人の健康に係る被害の防止**に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること。

- ①すでに存在する土壌汚染を把握するための調査契機及び調査方法を定めている。
②把握した汚染による健康被害を防止する措置の方法を定めている。

2

一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出対象工事 について(法第4条第1項)

(1)届出の対象

- ① 一般の土地
3,000 m²以上の土地の形質の変更が対象
- ② 現に有害物質使用特定施設を設置している工場又は事業場の敷地
900 m²以上の土地の形質の変更が対象

3

一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出対象工事 について(法第4条第1項)

(2)土地の形質の変更

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為(いわゆる掘削と盛土)全般をいいます。

盛土に該当する行為(例)

- ・砂利、縁石等の敷設、道路舗装
- ・仮置き of 土壌

掘削に該当する行為(例)

- ・道路路盤材の撤去
- ・建築物や工作物の基礎、縁石、側溝、配管等の敷設及び撤去に伴う掘削
- ・鋤取りなどの整地、伐根(伐採は含まない。)、段切り
- ・電柱の設置、杭打ち、地盤改良、矢板打設
- ・埋蔵文化財調査に伴う掘削

土地の形質の変更に該当しない行為(例)

- ・原地盤の形質を変更しない行為
- ・港湾、河川等の浚渫(ただし、浚渫土を砂浜等に盛る行為は盛土に該当する。)

一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出対象工事 について(法第4条第1項)

(3) 同一の手続きにおいて提出されるべき土地の形質変更

- ・同一の事業の計画や目的のもとで行われるものであるか
- ・個別の行為の時間的近接性
- ・実施主体

等から総合的に判断



形質変更の面積を合計して、面積要件を満たせば、
まとめて一つの土地の形質の変更とみて、届出対象となる

5

一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出対象工事 について(法第4条第1項)

(4) 届出不要となる場合

- ① 土地の形質の変更が盛土のみの場合
(注)一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。
- ② 次の3点いずれにも該当しない行為
 - ・土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ・土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ・土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ③ 農業を営むために通常行われる行為(種を蒔いてから収穫するまで)で、土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの。
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの。
- ⑤ 鉱山関係の土地(鉱山保安法に規定する鉱山)において行われる形質変更
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為(緊急を要し、やむを得ない行為であること)

6

その他

届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の30 日前まで

着手する日:土地の形質の変更そのものに着手する日
(契約事務や設計等の準備行為は含まない。)

調査命令

